



ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる40以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報を Alert/Commentary 等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に関心が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクから Alert/Commentary 等の原文をご覧ください。

Anti trust

ベルギーが競争法手続きにおける新たなリーニエンシー・ガイドラインを導入

[Antitrust Alert: Belgium Introduces New Leniency Guidelines on Competition Law Prosecutions](#)

ベルギー競争当局は、カルテルに対するリーニエンシー・プログラムについて新たなガイドライン（以下「本ガイドライン」）を公表しました。本ガイドラインは、2016年3月22日に施行されました。リーニエンシー・プログラムは、ベルギー以外にも大半の欧州内の国及び米国において何らかの形で存在しており、カルテル通報者に対し、課徴金の全額免除又は大部分の減額のようなインセンティブを提供することによって、競争者間の秘密裏のカルテルを摘発することを目指したプログラムです。

新たに規定された本ガイドラインの最も注目すべき点は、ベルギー競争法のもとで免責を求める個人に適用される新たな規定に関するものです。雇用者によるリーニエンシー申請と同時に、当該従業員は免責を求めることができます。当該従業員は、別途、免責を求めることができます。当該従業員が会社と並行して又は会社と独立して、申請できるという状況は、利益相反を生じさせる可能性があり、またリーニエンシーの順位及び手続きに問題を生じさせる可能性もあります。以下に記載する通り、本ガイドラインは、これらの懸念のうち、いくつかの（全てではありませんが）懸念に対応しています。

本ガイドラインは、リーニエンシー申請の順位について、個人のリーニエンシー申請は、会社の申請と分けて考えるということを確認しましたが、これは適用される減免を算定する上で重要といえます。会社の場合と異なり、個人は、その申請順位に関わらず、免責の資格を得ることができます。個人に課される協力義務も会社の場合に比べ軽微であり、ベルギー競争当局が所持していない情報を提供する方法によっても、又はカルテルに関する違法行為の存在を認める方法によっても、当該個人がカルテルの存在を証明することに寄与するだけで十分であるとされます。

本ガイドラインは通報手続きについても規定しています。

- リーニエンシー申請を提出する前に、会社は匿名で、免責がなお取得可能か問い合わせることができます。しかし、順位についての情報は取得できません。免責がなお取得可能か問い合わせることは、申請者が自らが第一順位となり得るかどうのみ知ることができるということを意味します。
- リーニエンシーを求める際、会社又は個人は General Auditor との会合を申し込まなくてはならず、その会合で、事業者の名称及び住所、他のカルテル参加者の身元、関連する商品及び地理的市場、カルテルの性質、その推定

期間といった基本情報を提供する必要があります。この会合の日付がリーニエンシー申請者の順位を決定します。提出すべき情報を集める、提供するのに時間がかかるようであれば、事業者は「マーカ」を取得し、一時的に申請順位を確保することもできます。

- 本ガイドラインは、口頭でのリーニエンシー申請が可能であることを確認しており、それにより損害賠償請求に伴う潜在的ディスカバリー命令に対し、良い防御策が提供されます。
- 欧州委員会に対しリーニエンシー申請を提出した申請者は、ベルギー競争当局が手続きを開始する可能性がある場合、ベルギー競争当局に対し簡易な申請を行うことができます。
- 本ガイドラインは、リーニエンシー申請による開示書類の使用目的を限定し、またベルギー競争当局は、リーニエンシー申請を損害賠償請求の係る裁判所に送付するものではないということを確認しています。

本ガイドラインについて重大な欠点は、それがベルギー経済法 (Belgian Code of Economic Law) においてリーニエンシーが可能である行為が限定されている点です。本ガイドラインは、カルテルに限定されています。ここでいうカルテルは本ガイドラインにおいては、価格協定、市場・顧客分割、生産調整、輸入・輸出制限及び集団ボイコットと定義されています。ベルギー経済法の下では、リーニエンシーは、垂直的制限といった他のタイプの制限的行為においても利用可能です。このことは本ガイドラインの適用につき不必要な不明確性を生じさせるに至っています。このような不明確性は、本ガイドラインの適用範囲を、ベルギー経済法の下でのリーニエンシー・プログラムの適用範囲と一致させることで簡単に避けることができます。

上記にも関わらず、本ガイドラインは、リーニエンシー・プログラムに明確性及び一貫性をもたらし、また個人又は事業者からのリーニエンシー申請の引き金になり得るものです。

Corp.

メキシコが単独株主による会社設立を可能とする会社制度を導入

[Mexico Introduces the First Single-Member Corporation: The Simplified Stock Corporation](#)

2016年3月14日、メキシコで、単独の株主により設立できる簡易株式会社 ((Sociedad por Acciones Simplificada (SAS)) に関する法令が公布されました。同年9月15日からいわゆる一人会社の設立が可能になります。

SASの主な特徴は、①1名以上の個人による電子申請により設立が可能、②総収入が500万ペソを超えてはならない、③登記や決算報告書についても電子文書により入手可能、④設立中の会社についても商務省のウェブサイトを確認可能、⑤SASについては法定準備金の要件が免除、⑥各株式(持分)は同一の権利内容、⑦株主がSASの理事に就任、⑧株主はSASの刑事法令違反について連帯して責任を負う、等となります。本件は、メキシコでの投資やJVを検討している日本企業の選択肢となりえます。



General

米国司法省、企業側の自主的な情報提供と協力を狙い海外腐敗行為防止法の試験プログラムを発表

[Department of Justice FCPA Pilot Program Outlines Incentives for Corporate Self-Disclosure and Cooperation: What's New and Will It Matter?](#)

米国司法省(DOJ)は本年4月5日、海外腐敗行為防止法(FCPA)の執行について1年間の試験プログラムを発表しました。同プログラムでは、FCPA違反行為について企業による自発的な情報提供や当局への協力や改善を促進するため、企業側の全面的な協力を条件として、訴追の回避や最大50%の罰金減額、コンプライアンス・モニタリングの回避などのインセンティブが提供されています。しかしながら、企業側はDOJへの自主的な協力をを行う前に、同プログラムが適用される条件やメリット、自主的な情報提供等によるリスクを慎重に検討する必要があります。

近時、海外事業がますます増加している日本企業においても、米国FCPA対策は非常に関心の高い分野と考えられます。

IP

欧州における商標法改正の概観

[Overview of European Trade Mark Law Reforms](#)

2015年12月、欧州議会は、1996年の欧州共同体商標の導入以来の最も重要な変更となる、一連の欧州商標法の改革を承認しました。今回の欧州商標制度の改正を定める欧州商標規則(「商標規則」)は2016年3月26日施行されました。また2016年1月13日に発効した欧州商標指令に基づき、欧州連合各加盟国は、2019年1月14日までに商標の国内法を整備しなければなりません。

今回の改革により、欧州共同体商標意匠庁から欧州連合知的財産庁へ、欧州共同体商標から欧州連合商標へと名称が変更された他、主に以下のような変更が行われます。

出願手続に関する変更点

まず、商標の定義規定として、視覚的に表示される(graphical representation)という要件がなくなりました。これにより、音や色といった非伝統的商標の登録が容易になります。また、商品と役務の指定に関しては、権利対象が容易に判断できる程度に指定商品と役務を明確かつ正確に記載することが必要とされます。改正後も、その文言が明確で正確である限りニース分類のクラス見出しを用いることも可能ですが、その保護の範囲は、見出しの文言を文字通り解釈して決定されることとなります。なお、ニース分類のクラス見出しの文言で2012年6月22日以前に出願していた欧州連合商標登録については、商標規則施行後6カ月以内に宣誓書を提出することにより、指定商品役務の記載を補正することができます。また、単なる商品の性質や機能が登録されないよう商標登録絶対的拒絶理由が拡張されています。

異議手続について

商標の国際登録(EU指定)への異議申立て期間が実質的に

短縮され(起算日が公告から1カ月)ます。先行商標の使用証拠提出に関する5年間の猶予期間の起算点も変更されます。

EU域内での法制の統一化

全ての加盟国は、各商標庁での無効・取消手続きを定める義務を負います。例えばフランスのように現在裁判手続のみで商標の登録無効・取消請求ができる国では法整備が必要になります。その他商標の普通名称化の防止措置(例えば辞書や辞典の中に商標の掲載がある場合、かかる商標が普通名称であると認識されることを防ぐために商標権者はそれが登録商標であることの記載を求めることができる)は欧州連合商標だけでなく各国の国内商標にも拡大されています。

商標権侵害への対抗措置に関する改正

改正により、EU域内で流通させる予定のない、単に通過する商品のEU域内への持ち込みや保管行為も侵害となり、税関において差し止めができるようになります。包装等に商標を付す等の準備行為であっても商標権侵害となります。また、自己の名称の使用による抗弁は個人以外は認められなくなります。これらの改正により、商標権者は、侵害行為に対してより効果的に対抗する手段を持つことができます。

手数料の変更

欧州連合商標の出願料が改正され、1区分のみの場合は850ユーロ、2区分で900ユーロ、3区分以降は1区分増えるごとに150ユーロ増えることになり、3区分以上出願すると、現行より費用が増すこととなります。この改正により、必要な区分数のみ出願することで費用が軽減されます。また、更新登録料が減額されます。これらの一連の改革により、より多くの種類の商標が登録可能となり、商標権者の権利は強化されます。他方、指定商品・役務の記載の改正点については対応が必要です。このため、欧州で商標権を有する日本企業に多大な影響があります。



GLOBAL LEGAL UPDATE

その他、2016年4月は以下の最新情報を Alert/Commentary としてお伝えしています。

Antitrust

米国司法省、アクティビスト投資家の投資を「パッシブ・インベストメント」の例外に当たらないとして、HSR法の届出を要求

[Antitrust Alert: U.S. DOJ Requires HSR Filing by Activist Investors, Rejecting Claim of "Passive Investment"](#)

Antitrust

米国司法省及びFTCが米国政府に対し、防衛産業における合併審査の活性化を約束

[Antitrust Alert: U.S. DOJ and FTC Promise Pentagon Aggressive Antitrust Enforcement in Defense Mergers](#)

Corp.

オーストラリアにおける、取締役による企業内の慣習に対する監視に係る役割の変化

[The Changing Role of Australian Boards in Oversight of Corporate Culture](#)

Corp.

オーストラリア買収委員会の決定が買収対象企業の取締役が負う情報開示義務に不確かさを提起

[Australian Takeovers Panel Decision Raises Uncertainty about the Valuation Disclosure Obligations of Target Company Directors](#)

Corp.

クイックシルバー社が、ブルーストーン社への資産売却の完了に関連し、同社とクレストウッズ社とのミッドストリーム（集積・加工）契約を拒否する申立を取り下げ

[Quicksilver Drops Motion to Reject Midstream Agreements in Connection with Closing of Sale to BlueStone Natural Resources](#)

Corp.

オーストラリア買収委員会が買収対象企業における取締役の情報開示義務に関する決定の理由を公表するも、不確かさを払拭できず

[Australian Takeovers Panel Releases Reasons for Decision but Fails to Clarify Valuation Disclosure Obligations of Target Company Directors](#)

General

米国連邦裁判所が電子デジタルデータの移転に関する米国国際貿易委員会の管轄権限を再度否定

[Federal Circuit Denies Reconsideration of Its Decision that the ITC Lacks Jurisdiction Over Electronic Transmission of Digital Data](#)

General

EUが目論見書に関する規制を改正

[Understanding the Revised Proposal for a New EU Prospectus Regulation](#)

General

米国連邦議会上院において営業秘密保護法が成立

[Senate Passes the Defend Trade Secrets Act](#)

General

イギリスにおいて、PE投資に関連しリミテッド・パートナーシップに関する規制が改正

[HM Treasury Responds to Proposed Changes to the Limited Partnerships Regime](#)

General

米国環境保護庁による、いわゆるクリーン・パワー・プランの制定が延期

[EPA Creates Ambiguity Regarding Clean Power Plan Compliance Deadlines](#)

General

米国、金融機関発行のプリペイドカード等の使用時における顧客の特定に関する新ガイドラインを発表

[New Guidance on Customer Identification in Prepaid and Other Card Programs](#)

General

イリノイ州において、医療関連詐欺の撲滅に関するタスクフォースが発足

[Illinois Creates Health Care Fraud Elimination Task Force](#)

General

米国下院司法委員会が米国国際貿易委員会の権限範囲の広さに疑問を呈する

[House Judiciary Committee Questions Scope of ITC Authority](#)

General

米国裁判所が、データ保護義務違反についても商業一般責任保険の補償範囲に含まれることを確認

[Fourth Circuit Confirms Coverage for Data Breaches Claims Under Traditional CGL Insurance Policies](#)

General

米国環境保護庁、水銀・大気汚染に関する基準を変更せず

[EPA's Consideration of Costs Leaves MATS Rule Unchanged](#)

General

米国下院司法委員会が米国上院で成立した営業秘密保護法を承認

[The House Judiciary Committee Approves the Senate's Version of the Defend Trade Secrets Act](#)

General

米国司法省及びペンシルベニア州環境規制当局が石炭会社による汚染物質の排出許可規制違反について提訴

[U.S. DOJ and Pennsylvania Environmental Regulators Take Action Against Alleged Discharge Permit Violations](#)



GLOBAL LEGAL UPDATE

General

米国国際貿易委員会、研究開発を重視する米国国内産業に不利な決定

[ITC ALJ Potentially Weakens R&D-Based Domestic Industry](#)

Disputes

オーストラリア、クラスアクションにおいて第三者からの資金提供に関する契約（リティグレーション・ファンディング契約）の開示を要求

[Disclosure of Litigation Funding Agreements in Australian Class Actions](#)

IP

米国特許商標庁が商標に関する争訟手続きを簡素化する改正を提案

[USPTO Proposes Amendments to Streamline TTAB Procedure](#)

IP

米国最高裁に侮辱的な商標の登録禁止は憲法違反であるとの主張が提起

[A First Amendment Right to Disparaging Trademarks?: U.S. Supreme Court Asked to Review Federal Circuit Decision Holding Ban on Disparaging Marks Unconstitutional](#)

IP

米国国際貿易委員会、同委員会手続きにおける米国特許商標庁審判部による特許性に関する当事者系レビューの最終判断の効力について判断へ

[ITC to Determine Impact of Final IPR Ruling](#)

Tax

イタリア税務当局が、インバウンド LBO 取引に係る税制についてのガイドラインを発表

[Italian Tax Authorities Publish Guidelines on Taxation of Inbound LBO Transactions](#)

Tax

米国財務省が暫定的タックス・インバージョン規制等を発表

[Treasury Releases Significant Temporary Anti-Inversion Regulations and Proposed Earnings Stripping Regulations](#)

Tax

米国歳入庁、メディケア・シェアード・セイビング・プログラム外の責任医療機構（ACO）に免税措置の適用を否定

[IRS Denies Tax-Exempt Status to Non-MSSP ACO](#)